

色麻町における 「固定資産評価価格決定通知請求書」 の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、登記官の依頼による色麻町長宛ての固定資産評価価格決定通知請求書により、『固定資産価格決定通知書』（現在は、同町のシステム変更により「評価証明書」として発行）の交付を受け評価額を確認し、同通知書等を登記申請の添付書類として仙台法務局古川支局へ提出していただいておりますが、令和8年9月1日から以下のとおり手続等が一部変更となります。

✚登記官の依頼による色麻町長宛ての固定資産評価価格決定通知請求書の取扱いについては、未評価地を除き、令和8年8月31日をもって廃止されます。（未評価地については引き続き取り扱いますので、仙台法務局古川支局窓口にてその旨お知らせ願います。）

✚今後、登記申請に当たっては、「固定資産税納税通知書の課税明細書」で不動産の評価額を確認するほか、同通知書をお持ちでない場合は、色麻町長が発行する「評価証明書」又は「名寄帳兼課税台帳」等を取得することにより評価額を確認することができます。
※「評価証明書」、「名寄帳兼課税台帳」の請求方法等につきましては、色麻町役場税務会計課固定資産税担当（Tel0229-65-2155）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税納税通知書の課税明細書（写しで可。なお、当該年度が分かる部分の写しも作成願います。）」、「評価証明書」、「名寄帳兼課税台帳」等の評価額により、課税価格を計算の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

✚未評価の土地につきましては、引き続き、登記官の依頼による色麻町長宛ての固定資産評価価格決定通知請求書により、「評価証明書」を取得することができます。

令和8年8月

仙台法務局古川支局
Tel0229-22-0510